

諏訪広域公立大学事務組合公立大学法人評価委員会の概要

1 評価委員会の位置付け

地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人法第11条に基づき、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、設立団体に設置が義務付けられている執行機関の附属機関（第三者機関）である。評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項は、設立団体の条例で定めることとされている。

〔地方独立行政法人法(抄)〕

(地方独立行政法人評価委員会)

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

(2) その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

2 評価委員会の役割

中期目標期間（6年間）及び各事業年度における業務の実績評価

- 中期目標に対する意見（当初作成及び変更時）
- 中期計画に対する意見（当初作成及び変更時）
- 年度実績評価に係る財務諸表等に対する意見
- 年度ごとの業務実績評価（通知・勧告・公表）
- 中期目標に係る業務実績評価（通知・勧告・公表）
- 中期目標終了時における組織・業務全般にわたる検討
- 剰余金・積立金の承認 等

3 評価委員会の設置時期

平成29年7月を目途。〔平成29年7月組合議会での委員会条例案議決後〕

（※中期目標・中期計画（ともに6年間）の作成に係る意見聴取のために設置）

4 委員構成

経営又は教育研究に関して学識経験を有する者6人以内とする。また、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができるようにする。（※他の公立大学法人評価委員会の委員構成等は別添資料のとおり。）

〔委員構成(案)〕(5～6名程度、女性委員1名以上)

- 他大学（国立大学法人、公立大学法人） 1～2名
- 地元産業界（商工会議所、商工会等） 1～2名
- 公認会計士（あるいは弁護士、税理士） 1名
- 地元教育関係者（県高等学校長会、市教育長など） 1名

5 委員の任期

3年とする。(中期目標・中期計画期間(6年間)の半期)
(※ただし、委員は再任されることができるようにする。)

6 委員の任用形態

特別職の非常勤職員(諏訪広域公立大学事務組合の組合長が委嘱。)

7 委員の報酬及び旅費

委員の報酬及び旅費については、諏訪広域公立大学事務組合の条例で規定する。
報酬額は、「茅野市特別職の職員の給与に関する条例」の規定を参考とする。

茅野市特別職の職員の給与に関する条例(抜粋)

別表第2

議員報酬及び非常勤の職員の報酬

職名		報酬額
その他条例又は規則で定めた 委員	委員長	日 6,600円
	委員	日 6,400円

備考

- 1 日額で支給することとされている委員の報酬については、この規定にかかわらず、勤務時間により半額を支給することができる。